

国民健康保険

こんな給付が受けられます

国民健康保険に加入しているみなさんがケガや病気で医者にかかったとき、また出産したり死亡したとき、次のような保険給付が受けられます。



医療費の7割を
国保が負担します

療養の給付

病院・診療所（医院）で保険証を提出すれば、治療費の3割を支払うだけで、残りの7割は国保が負担します。

ただし、この人については次の負担割合になります。

- 退職者等医療制度の対象者：2割または3割
- 70歳以上の人：1割（一定以上所得者は2割）
- 3歳未満の乳幼児：2割

あとで払い戻しが
受けられます

療養費の支給

次のような場合、書類と印鑑を持って保険年金課に申請してください。国保が審査決定し、後日払い戻されます。

急病でやむを得ず保険証を持たないで病院にかかった場合

【書類】病院などに支払った費用の領収書・診療報酬明細書

医師の指示で、はり・きゅう・マッサージを受けたり、骨折やねんざで柔道整復師の施術を受けた場合（ただし受領委任を受けている柔道整復師については一部負担金で施術が受けられるので除く）

【書類】医師の同意書・施術料金領収明細書

手術などで生血により輸血を受けたり、医師の指示でコルセットやギプスなどの補装具を着けた場合

【書類】医師の意見書・領収書

【書類】医師の意見書・領収書

移動が困難な被保険者が医師の

移送費の支給

【書類】医師の意見書・領収書

指示により、緊急に必要な医療の提供を受けるために医療機関に移送される場合に支給されます。

【書類】医師の意見書・領収書

出産したときや
死亡したときにも

出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき出産育児一時金が30万円支給されます。

【書類】葬祭費の支給
被保険者が死亡したときは葬祭

費が10万円支給されます。

支払った医療費が
高額になったら

医療費が高額になり負担した額が一定限度を超えると、その超えた分を国保が支給します。該当者には文書でお知らせします。

くわしくは保険年金課（☎201526）へ。

今月は「国民年金制度推進月間」です

国民年金推進員



成田市と下総町を担当する青木昭子さん

みなさんのお宅に
伺います

ことしの4月から国民年金保険料の納付先が市町村から国に変わりました。

そこで、国と被保険者を結ぶパイプ役として国民年金推進員が直接みなさんの家庭を訪問することになりました。

主な仕事は、国民年金制度の紹介、保険料に関する相談および徴収、口座振替の案内などです。

休日、夜間に電話や個別訪問を行う場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

くわしくは千葉社会保険事務局佐原事務所（☎0478-55-1661）へ。

受け付けは 1日から15日まで

市では、市営住宅の入居者を次のとおり募集します。

- 申込資格 〓 次の要件をすべて満たす人
- 現在まで続けて6カ月以上、市内に住所または勤務先がある人
- 同居しようとする親族がいること
- (高齢者・障害者世帯は、1人でも可)
- 住宅に困っている人
- 所定の方法で算出した世帯の所得月額が20万円以下の人。なお、高齢者・障害者世帯については26万8,000円以下の人
- 市税を滞納していないこと



北園護台市営住宅

募集住宅一覧表

団地名	構造	募集戸数	間取り(畳)
北園護台 (園護台1385-1)	鉄筋 5階建て	1	3DK (6、6、洋間7.5)
桜川 (三里塚248)	鉄筋 4階建て	3	3K (6、4.5、3)
飯田町 (飯田町132-4)	木造 平屋建て	1	6、4.5
金堀 (大袋464)	木造 平屋建て	1	6、4.5

11月1日(金)から営繕課で申込書を配布します。くわしくは同課(☎20 1552)へ。

- 連帯保証人がいること
- (注)北園護台を申し込むには、3人以上の世帯であることが必要
- 家賃 〓 住宅の間取りや、世帯の所得額によって異なります
- 受付期間 〓 11月1日(金)～15日(金) 〓 土・日曜日、祝日を除く
- 受付場所 〓 営繕課(市役所5階)

市で 5年間利子補給

市では、住宅金融公庫から資金を借り入れて、市内に住宅を建設または購入した場合、次の条件で利子を補給しています。

- 対象 〓 市町村税を完納しており次のいずれかにあてはまる人
- 給与所得だけの人は、金消契約前年の合計収入額が800万円以下であること
- 給与以外の所得がある人は、金消契約前年の合計所得額が600万円以下であること
- 申込期間 〓 金融公庫との金消契約後6カ月以内、やむを得ない理由がある場合は1年以内
- 利子補給率 〓 契約当初の金利マインス2%ただし1%を限度
- 利子補給額 〓 年末融資残高1,000万円を限度)×利子補給率(5年間利子補給)
- 公庫でも、年金・財形・リフォーム融資は対象になりません
- なお、12月1日以降制度が改正される予定です。

くわしくは営繕課(☎20 1552)へ。

消費生活相談

Q & A

ヤミ金融－違法融資－

Q 借金の返済に苦慮していたところ、電話で「すぐに融資します」と勧められ、2万円を申し込みました。すると手数料を引かれた1万円が自分の口座に振り込まれました。2週間で業者に言われるままに9万円を支払っていますが、まだ返済の催促や脅しの電話が続いています。どうしたらよいですか。

A 借りた金額と法定利息分以上は支払う必要がありませんのできっぱりと断りましょう。それでも催促され不安な場合は、弁護士に相談しましょう。電話だけの融資

の場合、証拠となる書類が無い場合が多く、警察が取り締まるのは難しいようですが、電話で脅された場合は、業者との会話を録音し警察に相談してください。

また、取り立てに来て脅されたら、帰らない場合には110番通報をしましょう。違法な高金利で融資するヤミ金融業者の中には、都道府県に登録し、雑誌や広告に「法定金利で融資」の広告を掲載し、利用者には超高金利で融資する業者もあります。ダイレクトメールやスポーツ紙、雑誌の広告には「保証人不要、面倒な手続き一切なし、即融資」な



どの宣伝で、多重債務に陥っている人を誘い、事例のように終わりなく請求が続くことが多く見られます。

ヤミ金融で借金の返済をしても借金は減らず、借金が増えてしまいます。早急に弁護士会などに相談し、債務整理をしましょう。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

秋の全国火災予防運動

大丈夫ですか わが家の防火対策

11月9日から15日まで、秋の全国火災予防運動が実施されます。ことしのスローガンは「消す心置いてください 火のそばに」です。

火災予防運動は、防火に対する関心を高め、火災から尊い生命や貴重な財産を守ることを目的としています。市消防本部では期間中に、次のような催しや活動を行います。



火災から生命や財産を守ろう

住宅防火対策展

期間 11月9日(土)～15日(金)
場所 11 ボンベルター1階イベントコート

内容 住宅用スプリンクラー設備、住宅用火災警報器、防災物品などの住宅防火に関する展示
一般家庭の防火診断

期間中、消防職員が次の地区の家庭を訪問して、ガス器具や暖房器具などの使用が適切かどうかの診断と防火の相談を行います。

- 飯田町の一部 飯仲、大袋の一部、小泉の一部 成田消防署
- 東和泉、西和泉、赤荻、成毛 飯岡分署
- 三里塚御料 三里塚消防署
- 橋賀台3丁目 赤坂消防署

なお、防火診断に伺う職員は、名札と腕章をつけ、身分証明書を携帯しています。

防火パレード
火災予防啓蒙のため、防火パレードを実施します。
日時 11月11日(月) 午後2時

3時

場所 コース1 市役所前ロータリー、花崎町商店街、仲町商店街、第二信徒会館
防火ボスター展

市内の小・中学校の児童・生徒を対象にした防火ボスターの入賞作品74点を展示します。

期間 11月9日(土)～15日(金)
場所 11 ボンベルター1階イベントコート

老朽化した消火器は消防本部へ老朽化した消火器は危険です。一般家庭で、老朽化した消火器を持っている場合は、市消防本部で預かり処分します。

期間 11月11日(月)～15日(金)
午前9時～午後4時
場所 市消防本部予防課
料金 1、000円(処分料)
危険物の安全対策

市消防本部管内の道路において、危険物運搬車両を対象に、警察と合同で立入検査を行います。

林野火災防止用標識の設置
例年、多数の林野火災が発生しています。出火原因は、たき火やたばこ、火入れによる失火です。林野火災の防止のため、入山者などの防火意識の向上を目的に林野火災防止用標識を設置します。

福祉施設で火災防御訓練

自衛消防隊と3署による合同の火災防御訓練を実施します。

日時 11月9日(土) 午後2時
3時

場所 セントアンナナシューングホーム(本三里塚)

火災予防運動期間中の防火相談は、消防本部予防課または最寄りの消防署へ。

消防本部予防課	(☎ 20)	1 5 9 9 1
成田消防署	(☎ 20)	1 5 9 9 4
飯岡分署	(☎ 36)	0 1 1 1 9
三里塚消防署	(☎ 35)	1 0 0 0 7
赤坂消防署	(☎ 26)	3 2 1 0

窒素酸化物に係る冬期対策

車と暖房は控えめに

冬は大気がよどみ、汚れやすくなります。県および県内市町村は、11月から来年の1月までを「窒素酸化物に係る冬期対策」実施期間と定め、特に水曜日には交通量を減らす日としました。

きれいな空を守るため、車での買い物やマイカー通勤の使用を控えたり、暖房器具の設定温度を低め(20度)にしましょう。

くわしくは環境対策課(☎201532)へ。

税を知る週間

身近な税について理解を深めよう

11月11日から17日は「税を知る週間」です。成田税務署では、身近な税について次の催し物を開催します。

- 税を知る週間コーナー
- 日時 = 11月11日(月)～15日(金) 午前8時30分～午後5時
 - 会場 = 成田税務署 1階玄関フロア
- 税の無料相談
- 日時 = 11月16日(土)・17日(日) 午前10時～午後4時
 - 会場 = 国際文化会館(2階会議室)
 - 内容 = 税理士による税の無料相談など
- くわしくは成田税務署(☎28-5151)へ。

ニータウン地区市政懇談会

11月15日に市体育館で開催

ニータウン地区市政懇談会が、11月15日(金)午後7時から市体育館で開催されます。

市政懇談会は、市民のみならずから市政に関する幅広い意見や要望を伺い、市政に反映させることで、「市民参加のまちづくり」を推進することを目的に行われるものです。参加を希望する人は直接会場へお越しください。

くわしくは市民相談所(☎201507)へ。

相談日

検察審査会

検察審査員に

選ばれたらご協力を

交通事故や詐欺、脅しなどの被害にあつて、警察や検察庁に訴えたが起訴してくれない。検察審査会制度とは、このような処分に納得しない人の申し立てを受け、事件を調べ直し、検察官の処分の善しあしを審査する制度です。

相談や申し立てについての費用は一切無料で、秘密は固く守られます。

検察審査会は、選挙人名簿の中からくじで選ばれた11人の審査員によって構成されます。あなたもいつか審査員に選ばれることがあるかもしれません。該当者には11月上旬に調査表を送ります。審査

市民相談所(☎20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時...5日(火)は4日
(休)の振り替えで開催

法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談

21日(木) 10時から3時

不動産相談

19日(火) 10時～正午

税務相談

19日(火) 10時～3時

外国人相談

14日(木)・28日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

26日(火) 9時～4時

市民よろず相談

16日(土)・17日(日) 9時～4時
(市民よろず相談のみ国際文化会館の産業まつり会場)

工商観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談

水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

来所前に必ず電話をしてください。

高齢者職業相談

月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談

14日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(商工会館内)(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 5日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(保健福祉館)(☎27-7755)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 7日(木)・21日(木) 9時～正午

高齢者福祉課(☎20-1537)

介護相談 14日(木) 2時～4時

場所 在宅介護支援センター玲光苑

(☎24-2251)

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 25日(月) 10時～3時

開発協会(市体育館)(☎26-7251)

健康体力相談 火曜日 9時～正午

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

教育センター(市立図書館2階)(☎20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時～4時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

員に選ばれたときには、市民の代表としてご協力をお願いします。

くわしくは千葉検察審査会事務局(千葉地方裁判所内) ☎043 222 0165)へ。

年末調整などの説明会

法人と個人の白色申告者を対象に

法人および個人の白色申告者を対象に「平成14年分の年末調整・法定調書及び給与支払報告書の提出について」の説明会を次のとおり開催します。

なお、個人青色申告者には、12月に青色申告決算説明会を予定しています。

日時 11月21日(木) 午前の部 10時から、午後の部 11時から

1時30分から
会場 中央公民館講堂

くわしくは成田税務署法人課 税第二部門(☎28 5151) または市税務課(☎20 1513)へ。

農業所得記帳説明会

農業所得の申告方法が変わります

農業所得経費標準をもとに農業所得の確定申告をしている人は、平成15年分所得税の確定申告(平成16年2月16日～3月15日)をするとき、これまでの農業所得経費標準が廃止され、収支計算による確定申告が必要となりました。

平成15年1月1日から総収入金額と必要経費の両方について、金

額に分かるものを記帳・記録保存しておくことが必要になります。

そこで、市と成田税務署では帳簿の記帳の概要や具体的な記帳の仕方などに関する説明会を次のとおり開催します。

日時 11月7日(木)・20日(水)の午後1時～3時と午後3時15分～5時15分の4回



会場 7日は市役所6階中会議室 20日は同大会議室

くわしくは税務課(☎20 513)へ。

農業用自動車・機械の減価償却

届け出は12月2日までに

市では、来年2月の確定申告で農業所得を申告するときに必要となる、農業用機械などの減価償却費の計算書を送付します。

機械などで届け出をしていないものがありましたら、車検証、領収書または販売証明書を持って12月2日(月)までに税務課市役所2階へ届け出てください。

くわしくは同課(☎20 1513)へ。